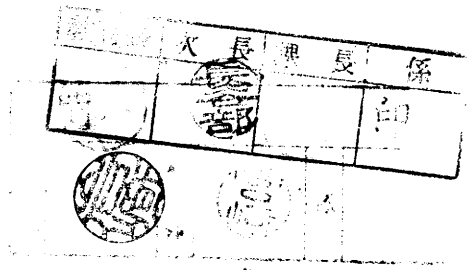


714
30190



16-10-4
1062

16高教職第682号
平成16年9月27日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

献血への協力と服務上の取扱いについて（通知）

県立学校に勤務する職員が、献血事業に協力する場合の服務上の取扱いについて、平成16年10月1日から別添（写）のとおり取り扱うこととしましたので、貴所管の職員についてもこれに準じた取扱いをしていただきますようお願いいたします。

平成16年 9月27日

各県立学校長 様

高 知 県 教 育 長

献血への協力と服務上の取扱いについて（通知）

職員が献血に協力し、医療用血液を率先して提供することは、県の衛生行政の推進と県民の福祉の向上に資するものであることから、県では、日本赤十字社高知県赤十字血液センターが実施する移動献血の受け入れを行うとともに、職員の積極的な協力を呼びかけてきたところです。

しかしながら、現状では、県内で使用されている輸血量を全て県内の血液でまかなうことができず、他県からの需給調整に頼っている状態であり、今後の少子高齢化社会の進展に伴い、献血が可能な世代が、より一層積極的に献血に協力することが求められています。

つきましては、所属職員の献血への協力に一層の配慮をお願いします。

また、職員が勤務時間内に献血に協力する場合の服務上の取扱いにつきましては、必要な時間の職務専念義務を免除することとし、下記のとおり取り扱うこととしたので、適切な運用をしてください。

記

1 職務専念義務を免除する職員の範囲

日本赤十字社高知県赤十字血液センターが実施する以下の献血事業（全血献血、成分献血）に、同センター、高知県職員献血協力会又は各保健所の要請により協力する職員（臨時的任用職員を含む。）

- （１） 移動献血車が学校の近隣にある市町村庁舎等で献血を実施しているときに、市町村または各保健所から学校に献血への協力要請があった場合
- （２） 高知県赤十字血液センターが、血液を緊急に必要とする場合に職員に要請して同センター本町出張所（通称：献血ルーム「ハートピアやまもも」（以下、「ハートピアやまもも」という。））において実施する献血

2 職務専念義務の免除の手続

- (1) 献血に協力しようとする職員は、あらかじめ学校長の承認を受けるものとする。この承認は口頭で差し支えない。
- (2) 職務専念義務を免除する時間は、献血に必要な時間（献血が実施される場所への往復に要する時間も含む。）とする。
- (3) 職務専念義務の免除を承認された職員は、献血終了後、管理簿（別紙）に献血に要した時間等を記入し、学校長の確認を受けるものとする。
- (4) 学校長は、(3)により確認した時間で出勤簿の整理を行う。管理簿は各学校で保管する。

3 施行日

この取扱いは、平成16年10月1日から施行する。

4 その他

職務専念義務を免除する時間に発生する事故については、公務災害の対象となりませんので、注意してください。

また、献血実施場所への移動には、業務ではないことから、公用車の使用はできません。

—

学校名:

[illegible]